

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

改正

現行

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）  
 第十三条 昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第二十条第一項第二号、第九十八条第一項第二号及び第七十六条第一項第二号の規定のうち、「及び導管は」は「は、車体外に取り付けられるものを除き」に読み替えて適用する。

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）  
 第十三条 昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第二十条第一項第二号、第九十八条第一項第二号及び第七十六条第一項第二号の規定のうち、「及び導管は」は「は、車体外に取り付けられるものを除き」に読み替えて適用する。

2 平成十七年三月三十日以前に保安基準第五十六条第四項の規定により認定を受けた圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第七十六条第一項の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年三月三十日国土交通省告示第千三百八十六号）による改正にかかわらず、なお、従前の例による。

3 平成十七年三月三十日以前に保安基準第五十六条第四項の規定により認定を受けた圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに第七十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

（電気装置）

（電気装置）

第十四条（略）  
 2 平成十七年三月三十日以前に保安基準第五十六条第四項の規定により認定を受けた燃料電池自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第二十一条第二項、第九十九条第二項及び第七十七条第二項の規定は適用しない。

第十四条（略）

（車枠及び車体）  
 第十五条（略）

（車枠及び車体）  
 第十五条（略）

2 5 4（略）  
 5 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するものについては、保安基準第十八条第四項（同項に基づく細目告示第二十一条第十項第一号、第一百条第十二項第一号及び第七十八条第十項を除く。）の規定は適用しない。  
 一 次のいずれかに該当する自動車

2 5 4（略）  
 5 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するものについては、保安基準第十八条第四項（同項に基づく細目告示第二十一条第十項第一号、第一百条第十二項第一号及び第七十八条第十項を除く。）の規定は適用しない。  
 一 次のいずれかに該当する自動車

イ ホ（略）  
 燃料電池自動車

イ ホ（略）

（座席ベルト）  
 第二十条（略）

（座席ベルト）  
 第二十条（略）

1  
5  
6 (略)

7 保安基準第二十二条の三第四項及び細目告示第三十条第四項の規定が適用される自動車のうち平成二十年八月三十一日までに製作された自動車(平成十七年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成十七年八月三十一日以前に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項について変更がないものを除く。)を除く。)については、細目告示別添三十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第二百五十四号)による改正前の細目告示別添三十三に適合するものであればよい。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十条第六項の次に一項を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

1  
5  
6 (略)